

令和5年10月

お客さま各位

昭和信用金庫

インボイス制度（適格請求書等保存方式）への 対応に関するお知らせ

平素は格別のご高配を賜り厚くお礼を申し上げます。

令和5年10月1日（日）よりインボイス制度（適格請求書等保存方式）が開始されます。同制度への当金庫の対応につきましてお知らせいたします。

記

1. 当金庫の適格請求書発行事業者登録番号
T8010905000821
2. インボイス制度対応概要について
 - (1) 営業店窓口等でお支払いいただく手数料について
営業店窓口等で各種手数料をお支払いいただいた場合、インボイスの要件を満たした「手数料受取書」等を発行いたします。
 - (2) 振込依頼書について
現行の「振込依頼書」につきましては、令和5年10月2日（月）以降、ご利用いただけませんので、改訂後の「振込依頼書」をご利用いただきますようお願いいたします。改訂後の「振込依頼書」は、窓口にて準備しておりますので、事前に必要なお客さまは、お声掛けください。
 - (3) ATM・両替機でのお取引について
ATM・両替機でのお取引につきましては、インボイスの交付義務が免除される自動販売機特例の対象となりますので、インボイスは発行いたしません。お客さまが一定の事項を記載した帳簿を保存することで消費税の仕入税額控除を受けることが可能となります。
 - (4) 自動振替でお支払いいただいている各種手数料について
預金口座から自動振替の方法でお支払いいただいている各種手数料につきましては、インボイスの要件を満たした「インボイス管理票」を交付いたします。交付方法は「窓口」「郵送」の2方法となります。

- ①窓口で交付をご希望のお客さまは、店頭窓口に申し出て下さい。
通帳・キャッシュカード等にて本人確認のうえ、交付します。
 - ②郵送で交付をご希望のお客さまは、『インボイス管理票定例発行依頼書』
にお届印の押印と必要事項をご記入のうえ、事前のお申込みをお願いします。
- ※令和5年10月の「インボイス管理票」は12月中旬の郵送となります。

(5) 「インボイス管理票」について

- ①口座振替の方法でお支払いいただいている手数料のうち、一部の手数料は「インボイス管理票」に掲載されない場合がございます。その場合は、別途、お客さまにインボイスの要件を満たした書面を交付するなどの対応を順次実施してまいります。
- ②対象となるお取引がない月については、「インボイス管理票」の作成、交付はいたしません。また、作成の有無等に関する特段のご連絡は差し上げませんので、お客さまにて適宜ご確認いただきますようお願いいたします。
- ③「インボイス管理票」の交付手数料は無料といたしますが、今後、手数料が必要となる場合もございますので、あらかじめご了承ください。

以上